

あ行

医療的ケア

医師の指導の下、保護者や看護師が日常的・応急的に行う、経管栄養、たんの吸引などの行為のこと。

医療保護入院

精神保健指定医の診察により、精神障がい者であり、医療及び保護のため入院が必要であるとされた場合、精神科病院の管理者は、本人の同意がなくとも保護者の同意があれば、その者を精神科病院に入院させることができるとした制度

インクルーシブ教育

障がいのある児童も、可能な限り地域の同じ学校の同じクラスで、必要な援助や設備の提供を受けながら、教育を受けられるようにすること。
インクルーシブ (Inclusive) には、「含めた、包括した」という意味があります。

衛生行政報告例

厚生労働省が行っている統計調査の一つであり、都道府県、指定都市及び中核市を対象とした精神保健福祉、栄養、衛生検査、生活衛生、食品衛生などに関する統計

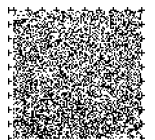
音声コード (SPコード)

高密度の二次元コードで、デジタル化された文字情報が含まれているため、専用の装置でコードを読み取ると、音声が出力されます。
この計画書のページの下隅に印刷されているものが実物です。

か行

神奈川県立総合療育相談センター

子どもの心身の健全な発達や、障がいのある方の障がいの軽減と自立を支援するために設けられた県立施設で、藤沢市にあります。身体障害者福祉法に基づく身体障害者更生相談所及び知的障害者福祉法に基づく知的障害者更生相談所でもあり、有床診療所(19床)を持っています。



神奈川県発達障害支援センター

自閉症などの発達障がいのある方に対する支援を総合的に行っている機関（通称「かながわA（エース）」）。
足柄上郡中井町にある県立中井やまゆり園内に設置されています。

神奈川県みんなのバリアフリー街づくり条例

障がいのある方などが安心して生活し、自らの意思で自由に移動し、社会に参加することができるバリアフリーの街づくりを推進するため、県、事業者及び県民の責務などについて定めた神奈川県の条例

カラーバリアフリー

色使いやデザインなどを工夫し、案内表示や印刷物を弱視や色弱の人に配慮したものとする事。

急性期医療

病気を発症して間もない緊急性のある又は重症の患者に対する医療

グループホーム

障がい者が共同で暮らす、地域の中に設けられた住まいの場
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の一つで、主に夜間や休日に、日常生活上の援助（食事の提供や家事支援など）が提供されます。

ケアホーム

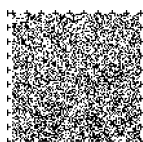
障がい者が共同で暮らす、地域の中に設けられた住まいの場
障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業の一つで、主に夜間や休日に、日常生活上の援助や介護（入浴や食事介助など）が提供されます。

ケアタウン構想

小田原市が2010年（平成22年）にまとめた、高齢者、障がい者、子育て家庭などの支援を必要としている方々を、制度的な枠組みを越えて、市民、事業者、行政等が一体となって支える仕組みづくりに関する構想

国連アジア太平洋経済社会委員会

国連経済社会理事会の地域委員会の一つで、アジア太平洋地域の経済、社会開発のための協力、域内外の経済関係を強化することを目的としています。が、障がい者・高齢者対策の分野でも成果を挙げています。



心のバリアフリー

「バリアフリー」とは、障がいのある人や高齢者などが社会生活をしていく上で、障壁（バリア）となっていることを取り除くことを意味します。
道路、建物などのバリアフリーだけでなく、障がいのある人とない人の間にある心の壁を取り除き、社会全体で障がいや障がいのある人への理解を深めることが大切です。

さ行

産褥期

出産後、母体が妊娠前の状態に回復するまでの期間。一般に、期間は6週間から8週間といわれています。

視覚障がい者用信号機

歩行者用の信号が青の表示になっていることを知らせる「ピョピョ」、「カッコー」などの音やメロディーを発することができる信号機

次世代育成支援対策行動計画

すべての子どもと子育て家庭を対象に、子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた次世代育成支援対策推進法に基づく計画

社会福祉協議会

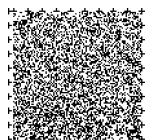
民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、社会福祉法に基づく組織で、各種の福祉サービスや相談活動、ボランティアや市民活動の支援、共同募金運動への協力など、地域の福祉増進に取り組んでいます。

重症心身障がい

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を表すもので、医学的な診断名ではありません。

障害者権利条約

2006年（平成18年）に第61回国連総会で採択された、障がいのある方の尊厳と権利を保障するための人権条約（Convention on the Rights of Persons with Disabilities）。
日本政府は、2007年（平成19年）にこの条約に署名していますが、2011年2月1日現在、批准（議会承認手続などのこと。）をしていません。



障害者週間

障がい者の福祉についての関心と理解を深め、障がい者があらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるため、毎年12月3日から12月9日までを障害者週間とすることが、障害者基本法に定められています。

障害者就業・生活支援センター

就職を希望する障がいのある方や在職中の障がいのある方が抱える課題に応じて、就業支援担当者と生活支援担当者が協力して、就業面及び生活面の一体的な支援を行います。

県西地域では、障害者支援センター「ぼけっと」（小田急線栢山駅から徒歩2分）がこの事業を行っています。

障がい者地域作業所

障がい者の日中活動の場の一つであり、就労することが困難な障がい者が、受注作業や手作り商品の製作などの軽作業を通して、地域社会の一員として社会参加できるよう、支援が行われています。

障がい者地域活動支援センター

障害者自立支援法の施行により設けられた障がい者の日中活動の場の形態であり、就労することが困難な障がい者に創作的活動や生産活動の機会を提供し、地域社会との交流などが行われています。

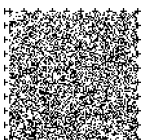
障がい者の自己決定権

障がい福祉施策は、行政が障がい者に必要となるサービスを考慮して決定する措置制度から、障がい者自身が必要とするサービスを選択し、決定して自分らしく生きる仕組みに変わるなど、障がい者の自己決定を重んじる方向に進んでいます。

障害程度区分認定審査会

障害程度区分とは、障がい者に対する介護給付の必要度を表す6段階の区分です。必要度に応じて適切なサービス利用ができるよう、障害者自立支援法の施行に伴い導入されました。

障がいの特性を踏まえた判定を行うため106項目の認定調査を行い、障害程度区分認定審査会で総合的な判定をします。



障害者しごとサポーター

神奈川県では、企業の雇用管理等や福祉施設における支援の経験者を「障害者しごとサポーター」として、地域ごとに2名ずつ配置しています。

「障害者しごとサポーター」は、地域の福祉施設や事業所などと連携しながら、一般企業等で働くことを希望する障がい者の就労を支援します。

県西地域では、神奈川県西湘地域県政総合センター（小田原合同庁舎）に配置されています。

小児慢性特定疾患

子どもの慢性疾患のうち、児童福祉法第21条の5に基づき厚生労働大臣が定めた悪性新生物（小児がん）、先天性代謝異常などの疾患。

これらの特定疾患は、治療が長期にわたり医療費も高額となるため、その医療費等を公費で負担する小児慢性特定疾患医療給付制度（都道府県の制度）があります。

ジョブコーチ

障がい者が一般の職場で円滑に就労できるよう、障がい者と企業の双方を支援し、障がい者に対する職場内外の支援環境を整える就労支援の専門職

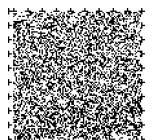
進行性筋萎縮症

脊髄又は末梢神経に変性が起こって筋肉が萎縮し、運動機能が失われていく疾患

心神喪失者医療観察制度

精神の障がいのために善悪の区別がつかないなど、通常の刑事責任を問えない状態で、殺人、放火等の重大な他害行為を行った人の社会復帰を促進することを目的として創設された制度です。

法に基づく審判手続により入院決定を受けた人は、指定入院医療機関で専門的な医療を受けます。その間、保護観察所は、退院後の生活環境の調整を行います。また、通院決定を受けた人は、指定通院医療機関で医療を受けるほか、保護観察所による精神保健観察に付されます。



ストマ（ストーマ）

ストマ（Stoma）とは、疾患の治療のため、大腸、肛門、膀胱・尿道を手術によって切除した場合などに、腹部に人工的に作られる排泄口のことを指す医学的用語です。

成年後見制度

認知症、知的障がい、精神障がいなどの理由で判断能力の不十分な方を、悪徳商法などの被害から守ったり、預貯金などの財産管理を支援したりする制度で、家庭裁判所によって選ばれた成年後見人等（成年後見人・保佐人・補助人）が、本人の利益を考えながら、法律行為などを行います。

た行

地域医療連携室

小田原医師会の地域医療連携室では、医療機関の案内やかかりつけ医や往診医の紹介、介護保険指定医の紹介、リハビリ医療や一般医療の相談などを行っています。

地域障害者自立支援協議会

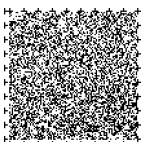
障がい者の地域における自立生活を支えるための相談支援事業を適切に実施し、地域の関係機関のネットワーク構築を推進するにあたり、中核的な役割を果たす協議会

地域生活支援事業

障害者自立支援法の施行により創設された制度で、都道府県及び市町村が地域の実情に応じて事業を実施することとされています。ただし、相談支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業の5事業は、必須事業とされています。

地域福祉計画

地域における福祉サービスの適切な利用の推進、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達、地域福祉に関する活動への住民の参加の促進についての計画で、社会福祉法の規定に基づいています。



地域包括支援センター

高齢者や家族の相談を受け付けたり、高齢者を見守ったり、心身の状態に合わせた支援を提供する総合的なサービス拠点です。小田原市では市域を5つの地区に分け、各地区に地域包括支援センターを設置しています。

地域防災計画

災害対策基本法の規定に基づく、市民の生命、身体及び財産を災害から保護するための災害予防、災害応急対策及び災害復旧に関する総合的な計画

知的障害者更生相談所

知的障害者福祉法に基づき、知的障がい者の福祉に関し都道府県に設置される機関で、知的障がい者に関する相談及び指導のうち、専門的な知識及び技術を必要とする業務を行っています。

通級指導教室

比較的軽度な障がいのある児童・生徒が、通常の学級に籍を置きながら、特定の授業時間に限って、その障がいの程度に応じた特別な指導を受けるための学級

特別支援学級

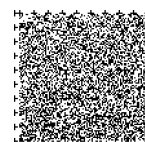
幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び中等教育学校において、知的障がい者、肢体不自由者、身体虚弱者、弱視者、難聴者など、教育上特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対し、障がいによる学習上、生活上の困難を克服するための教育を行うための学級で、学校教育法に基づいています。

特別支援学校

視覚障がい者、聴覚障がい者、知的障がい者、肢体不自由者又は病弱者に対して、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校に準ずる教育を行い、障がいによる学習上、生活上の困難を克服し自立を図るために必要な知識技能を身に付けさせることを目的とした学校で、学校教育法に基づいています。

特例子会社

一定の要件を満たす場合の特例として、障害者雇用率の算定において、雇用されている労働者を、親会社に雇用されているとみなすことができる障がい者の雇用に特別の配慮をした子会社のこと。



な行

内部障がい

身体障害者福祉法に定められた身体障がいのうち、心臓機能障がい、じん臓機能障がい、呼吸器機能障がい、ぼうこう・直腸機能障がい、小腸機能障がい、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい、肝臓機能障がいの総称

ノーマライゼーション

「障がいのある人もない人も、お互いに特別に区別されることなく、共に生きる社会こそ、あたりまえの社会である」という社会福祉の理念

ノンステップバス（低床バス）

床面を低く作り、入り口の段差を小さくして、子どもや高齢者、障がいのある方でも乗降しやすくしたバスのこと。

は行

ハイリスク妊産婦

疾病や高齢などの理由により、出産に際して、母子の生命の危険性が高いと考えられる妊婦

発達障がい

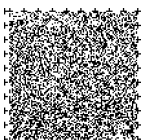
自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がい等の脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するもの。発達障害者支援法に規定されています。

ピアカウンセリング

ピア(Peer)とは「仲間」という意味で、同じような障がいがあり、同じような悩み等を経験したカウンセラーが、その専門的な知識を活かして、障がいのある方からの相談に応じる相談支援の手法です。

福祉行政報告例

厚生労働省が行っている統計調査の一つであり、都道府県、指定都市及び中核市を対象とした生活保護、身体障がい者福祉、障がい者自立支援、知的障がい者福祉、老人福祉、児童福祉などに関する統計



ま行

メーリングシステム

インターネットなどの環境を利用して、事前に登録してある電子メールアドレスに同時に情報を送信するシステム

や行

ユニバーサルデザイン

年齢や性別、障がいの有無などを問わず、誰もが利用しやすいように配慮された施設、製品、情報などのデザイン

要約筆記

聴覚障がい者への情報保障手段の一つで、話されている内容を要約し、文字にして伝えること。

ら行

理学療法士

医師の指示の下、身体障がい者に対し、基本的動作能力の回復を図るための治療体操や運動、電気刺激、マッサージ、温熱などの療法を行う専門職で、理学療法士及び作業療法士法に基づく国家資格が必要となります。

リハビリテーション

一般的には、障がい者や事故・疾病などで後遺症が残った方などが、自分の持つ身体能力や心の傷を回復するために行う訓練や療法のことを指しますが、社会福祉の理念として「リハビリテーション」をいう場合は、医学的に身体の機能回復を行うというような狭い意味ではなく、人権の視点に立って、障がい者の可能な限りの自立と社会参加を促進するための方法として理解されます。

臨床心理士

注意障がい、情緒障がい、自閉症などの心の悩みや問題がある方やその援助者を、臨床的な心理学に基づく知識や技術を用いて支援を行う専門職。

理学療法士や作業療法士のような明確な国家資格はありませんが、文部科学省が認可する（財）日本臨床心理士資格認定協会が試験を実施し、合格者を臨床心理士として認定しています。

